

平成 22 年度市町村職員の給与・勤務条件等の状況【概要】

平成 22 年 12 月 27 日

高知縣市町村振興課

I 給与の状況

1 人件費の状況と職員数の推移

県内市町村の職員数は、平成 22 年 4 月 1 日現在で 9,445 人であり、総じて減少傾向が続いている。人件費は、平成 21 年度普通会計決算で約 691 億円であり、うち職員給は、約 440 億円となっている。〈詳細版 P. 2~5〉

- ・ H22 職員数（教育長は除く。）9,445 人、対前年度比▲158 人【H21 職員数 9,603 人】
- ・ H21 人件費（普通会計決算）69,108 百万円、対前年度比+166 百万円【H20 人件費 68,942 百万円】
- ・ H21 職員給（普通会計決算）44,016 百万円、対前年度比▲1,892 百万円【H20 職員給 45,908 百万円】

2 給与水準について（ラスパイレス指数）

県内市町村の加重平均は、平成 22 年 4 月 1 日現在で 96.2 であり、県内すべての市町村で 100 を下回り、全国の市町村と比較しても低い水準になっている。〈詳細版 P. 6~7〉

- ・ 市 : 97.1（前年値 97.8 対前年度比-0.7 【全国平均 98.8 ▲1.7】）
- ・ 町村 : 94.4（前年値 93.4 対前年度比+1.0 【全国平均 95.1 ▲0.7】）
- ・ 市町村 : 96.2（前年値 96.4 対前年度比-0.2）
- ・ 県内の市において前年と比べ低い数値になっているのは、独自で給与削減措置を行っている団体が措置の内容を変更したことによる影響、町村において前年と比べ高い数値になっているのは、給与削減措置を実施していた団体が措置を廃止したことによる影響であると考えられる。

3 昇格、昇給基準等について（一般行政職級別職務分類表）

平成 22 年 4 月 1 日現在、「わたり」（実質わたり）の制度があるのは 6 市町村となっている。級別の職員構成については、職務給の原則に則り職務実態に応じたものにする必要がある。また、効率的な行政運営のために、上位級の比率が過大にならないよう計画的に管理していくことが求められる。〈詳細版 P. 10~11〉

- ・ 「わたり」の制度がある団体 : 6 団体（安芸市、四万十市、香南市、香美市、中土佐町、黒潮町）
【H21 年度 : 8 団体】

※ 「わたり」: 給与決定にあたり、その職務に対応する級よりも上位の級に格付けを行うこと

- ・ 形式わたり : 条例・規則に反し運用により級別職務分類表に適合しない級へ格付けを行うこと

- ・ 実質わたり : 実質的に「わたり」と同一の結果となる級別職務分類表を定めること

- ・ 国 4 級相当以上の職員の構成比 :

70%以上 : 3 団体、60~70% : 11 団体、50~60% : 9 団体、50%未満 : 11 団体

【H21 年度 : 70%以上 : 3 団体、60~70% : 10 団体、50~60% : 12 団体、50%未満 : 9 団体】

※ 国家公務員（本省）における格付け : 係長（3~4 級）、課長補佐（5~6 級）

4 技能労務職給料表について

平成 22 年 4 月 1 日現在において、国の行政職俸給表（二）に準じた給料表を定めているのは 10 市町村となっており、国の行政職俸給表（二）を適用されている職員とラスパイレ指数を試算し比較すると、県全体で 118.1 となっている。＜詳細版 P. 12～14＞

- ・技能労務職員がいない団体：6 団体（田野町、馬路村、芸西村、梶原町、日高村、津野町）
【H21 年度：4 団体】
- ・国公行（二）に準じた給料表の団体：10 団体（高知市（新規採用職員のみ）、奈半利町、安田町、北川村、いの町（病院事業のみ）、仁淀川町、中土佐町、梶原町、大月町、三原村）
【H21 年度：8 団体】
- ・ラスパイレ指数
市：121.7（前年値 121.6 対前年度比+0.1）
町村：111.4（前年値 112.2 対前年度比-0.8）
市町村：118.1（前年値 118.1 対前年度比±0）

5 諸手当（勤勉手当成績率）について

平成 22 年 6 月期の勤勉手当について、勤務成績に応じて支給しているのは、10 市町のみで、その他の市町村では、勤務成績と関係なく全員一律の成績率が適用されており、勤勉手当制度の趣旨に則った運用が求められる。＜詳細版 P. 15～16＞

- ・勤務成績に応じて支給：10 団体（高知市、東洋町、田野町、安田町、大豊町、いの町、中土佐町、佐川町、梶原町、黒潮町）【H21 年度：8 団体】
- ・全員一律の成績率で支給：24 団体【H21 年度：26 団体】

II 勤務時間・休暇等の状況

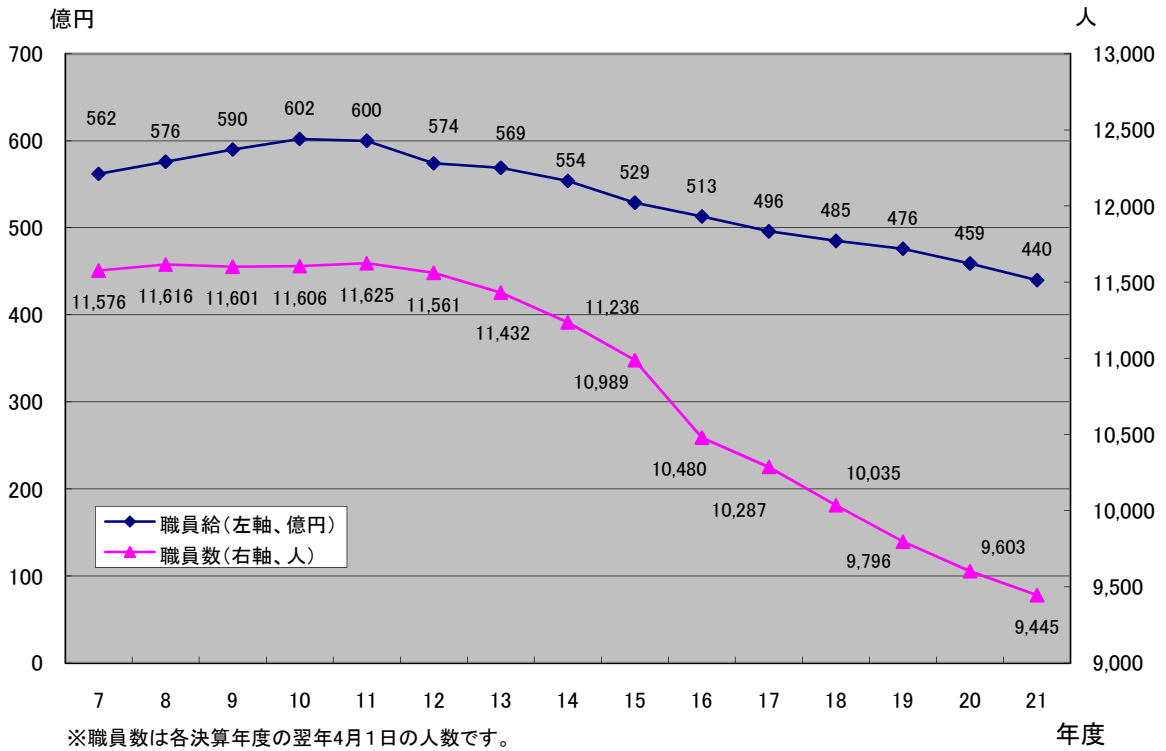
1 勤務時間・休暇等の状況（病気休暇）について

私傷病による場合、国においては休暇の期間が引き続き 90 日を超えた場合、給与が半減することとなっているが、給与の満額支給の上限が 90 日又は 3 月を上回る市町村が 10 団体あり、見直しが求められる。＜詳細版 P. 21～24＞

- ・90 日又は 3 月を上回る休暇期間を定めている市町村：10 団体【H21 年度：11 団体】
 - 180 日以内又は 6 月以内：3 団体（土佐市、須崎市、四万十市）【H21 年度：4 団体】
 - 150 日以内又は 5 月以内（特定の疾患等の特例あり）：1 団体（香南市）【H21 年度：1 団体】
 - 150 日以内又は 5 月以内：3 団体（土佐清水市、本山町、黒潮町）【H21 年度：3 団体】
 - 120 日以内又は 4 月以内：1 団体（大月町）【H21 年度：3 団体】
 - 90 日以内又は 3 月以内（特定の疾患等の特例あり）：2 団体（高知市、日高村）
【H21 年度：0 団体】

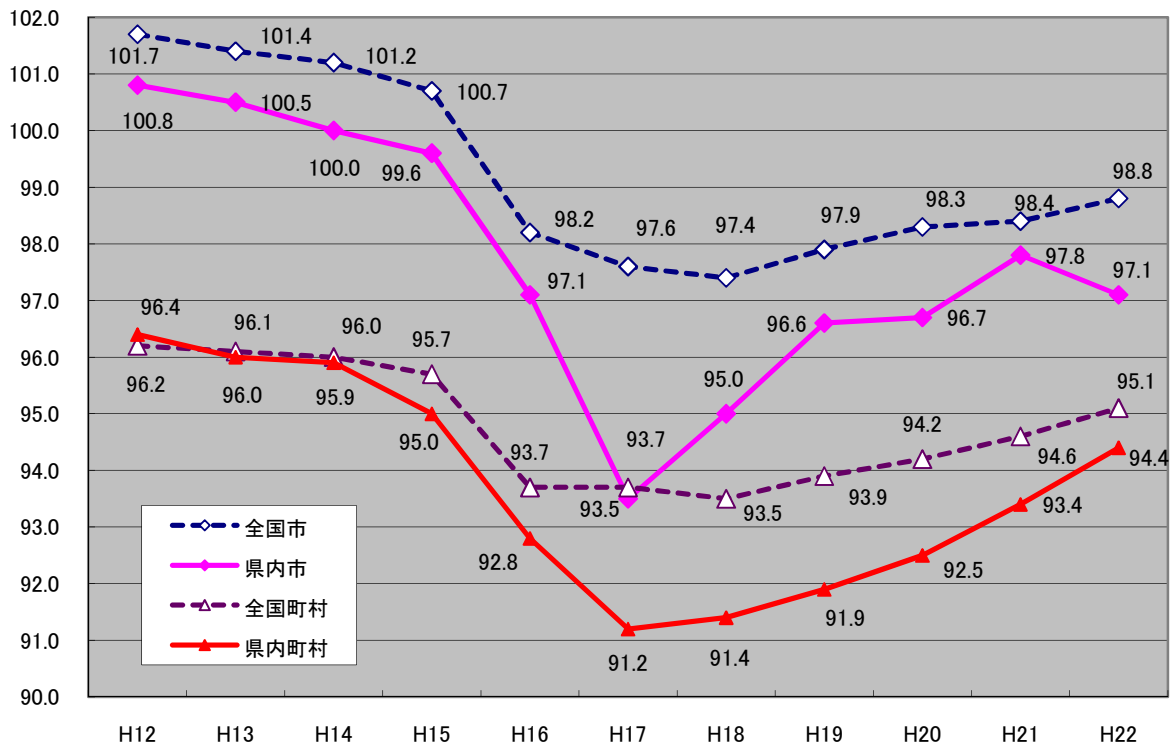
1(1)職員給与と職員数の推移

職員給与と職員数の推移

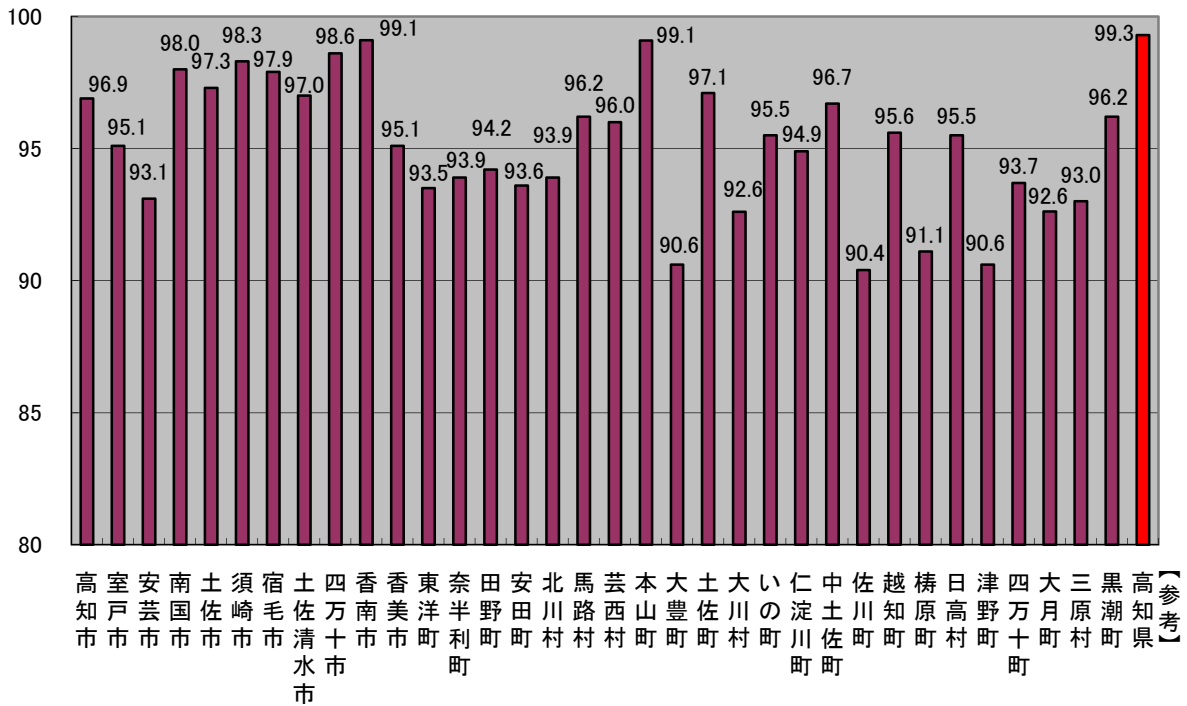


1(2)給与水準について

団体区分別ラスパイルズ指数推移

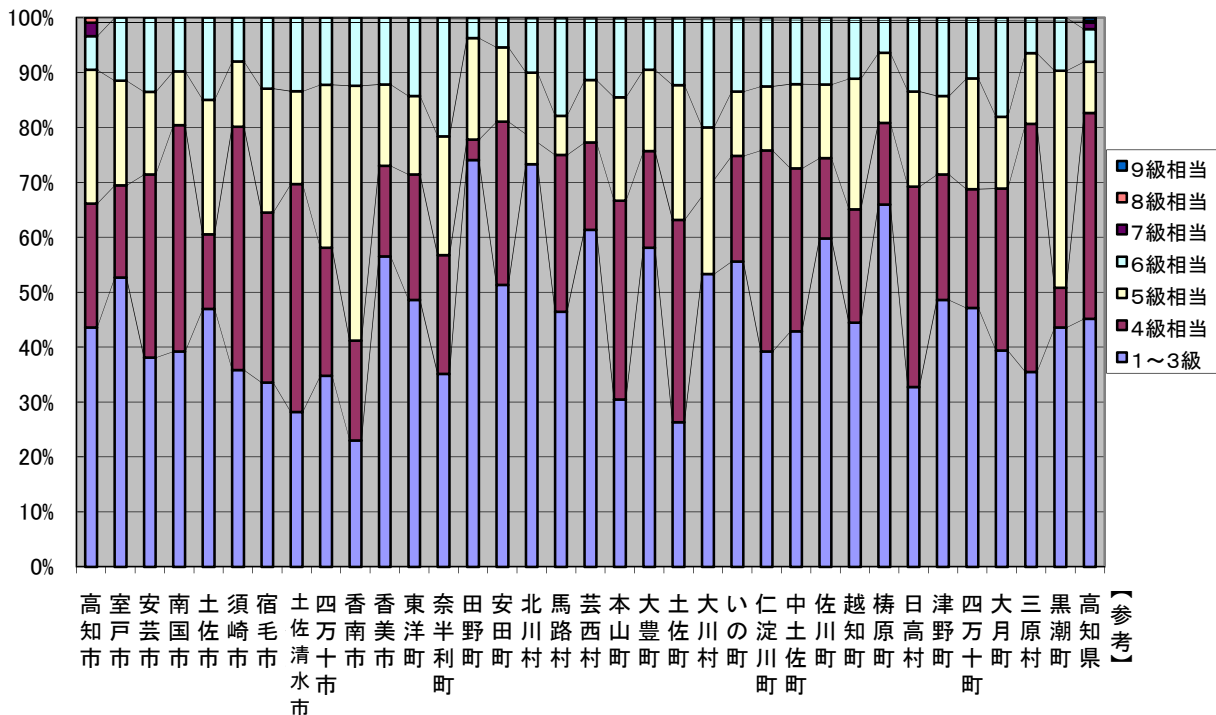


市町村別ラスパイルス指数(H22.4.1現在)



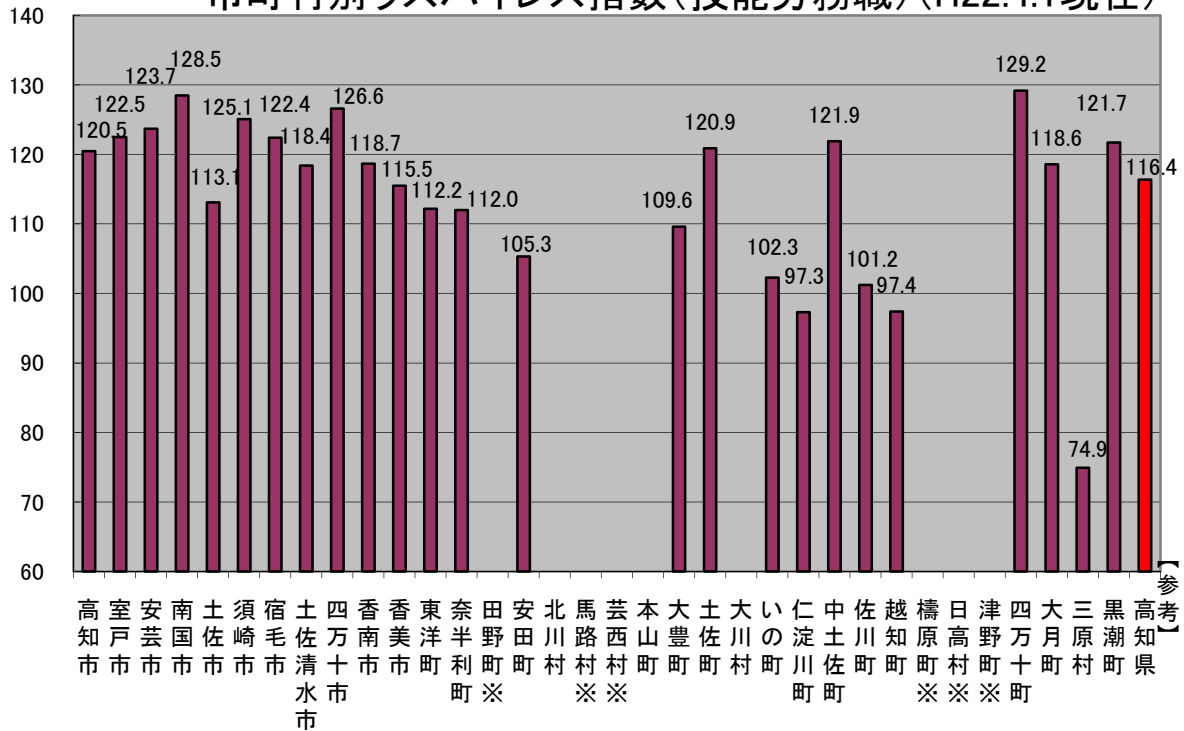
1(3)昇格、昇給基準について

一般行政職給料表別職員数



1(4)技能労務職給料表について

市町村別ラスパイルズ指数(技能労務職)(H22.4.1現在)



(注)職員数が1名及び2名の団体については個人情報保護の観点から掲載をしていません。
※のついている団体は職員数が0の団体です。

2. 勤務時間・休暇等の状況について

病気休暇中の給与の取扱いについて(満額支給の上限日数)

